

中小企業基盤整備機構物品製造等競争参加資格審査事務処理要領

平成16年12月20日
制定 要領16第88号
改正 要領17第28号
改正 要領21第36号
改正 要領22第47号
改正 要領24第56号
改正 要領25第57号
改正 要領29第53号
改正 要領31第1号
改正 要領31第28号
改正 要領令1第31号
改正 要領令1第54号
改正 要領令2第28号
改正 要領令2第63号
改正 要領令3第20号
改正 要領令4第52号

(趣旨)

第1条 中小企業基盤整備機構の行う物品の製造・販売、役務の提供等及び物品の買受けの契約（工事並びに測量、建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務をいう。）、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の請負契約を除く。以下「契約」という。）についての競争に参加する者に必要な資格及び資格審査の方法等については、中小企業基盤整備機構会計規程（平成16年7月1日規程16第3号。以下「規程」という。）及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（平成16年9月3日要領16第29号。以下「契約要領」という。）並びに他の法令で定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事務の総括)

第2条 財務部長は、契約に係る競争参加者資格審査に関する事務を総括するものとする。

(秘密の保持)

第3条 一般競争の資格の審査をする者は、当該審査についての秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

(物品の製造・販売等の契約についての資格の等級)

第4条 物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受け（以下「製造等」という。）に係る一般競争に参加することができる者は、全省庁統一資格を有する者とし、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の製造等に限られるものとする。

製造等の契約の別	資格の等級	予定価格
物品の製造	A	3,000万円以上
	B	2,000万円以上3,000万円未満
	C	400万円以上2,000万円未満
	D	400万円未満
物品の販売	A	3,000万円以上
	B	1,500万円以上3,000万円未満
	C	300万円以上1,500万円未満

	D	300万円未満
役務の提供等	A	3,000万円以上
	B	1,500万円以上3,000万円未満
	C	300万円以上1,500万円未満
	D	300万円未満
物品の買受け	A	1,000万円以上
	B	200万円以上1,000万円未満
	C	200万円未満

2 契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、1級上位又は1級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の一般競争に参加させることができる。ただし、競争に参加しようとする者の数が少ない種別については、資格の等級の区分を行わないことができる。

（技術力ある中小企業者等の入札参加）

第5条 契約担当役は、前条の規定にかかわらず、物品の製造、物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。）及び役務の提供等の入札について、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札も認めることができる。

- 一 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者であること。
- 二 全省庁統一資格の等級に付与された数値合計に次の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する国の公表する同資格審査基準の数値となる者であること。

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関連する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
技能認定者数 (特級、一級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注一 特許には、海外で取得した特許を含む。

二 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第16項の規定による指定補助金等（廃止前の新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第2条第7項に規

定する特定補助金等を含む。)の交付を受けた中小企業者等であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

四 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第108条第1項（廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第30条の25第1項を含む。）に基づき株式会社産業革新投資機構の支援決定を受けた対象事業者又は当該対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

五 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

（指名競争に参加する者の資格）

第6条 前2条の規定は、契約の指名競争（以下「指名競争」という。）に参加する者についての資格について準用する。

（指名基準）

第7条 契約担当役が、指名競争に参加する資格を有する者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、経歴、成績及び信用度を勘案するほか、次の各号に定める事項を考慮するものとする。

- 一 製造業者、販売業者又はその他業者の営業所が物件の納入場所の位置する都道府県の区域内又はその都道府県に近接する都道府県の区域内にあって、地理的条件が契約上有利と認められる者であること。
- 二 製造業者が、当該製造についての施行成績が良好であり、優秀な実務と経験を有する技術者又は現場代理人を有し、契約上有利と認められる者であること。
- 三 製造についての契約の性質上、特殊な技術、機械器具又は生産設備を有する者に行わせる必要がある場合において、当該技術、機械器具又は生産設備を有し、契約上有利と認められる者であること。

（随意契約による場合の提出書類）

第8条 契約担当役は、規程第32条の規定により随意契約によることができる場合は、当該随意契約の相手方の契約の履行能力、信用度その他の随意契約に関して必要な事項を調査するため、全省庁統一資格申請時に添付することとされている書類のうち必要と認めるものを随時提出させるものとする。ただし、随意契約の相手方となる者が全省庁統一資格を有する者であるときは、この限りでない。

（特例）

第9条 契約担当役は、この要領で定めるところにより難いと認める場合には、副理事長の承認を受けて特例を設けることができる。

附 則

第1条 この要領は、平成16年12月20日から施行する。

第2条 平成16事業年度においては中小企業総合事業団高度化・共済事業等契約競争参加者資格審査事務取扱要領及び地域振興整備公団物品購入契約等競争参加者選定要領に基づき資格審査の申請を行い、有資格者となったものについては有資格者とする。

第3条 この要領の施行前に独立行政法人中小企業基盤整備機構の事務処理に係る暫定措置に関する規程（平成16年7月1日規程16第11号）により中小企業総合事業団高度化・共済事業等契約競争参加者資格審査事務取扱要領及び地域振興整備公団物品購入契約等競争参加者選定要領による事務処理の例によりした行為は、この要領の規定に基づいてしたものみなす。

附 則（要領17第28号）

- 1 この要領は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（要領21第36号）

- 1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（要領17第28号）

- 1 この要領は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（要領 2 1 第 3 6 号）

- 1 この要領は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（要領 2 2 第 4 7 号）

- 1 この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（要領 2 4 第 5 6 号）

- 1 この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（要領 2 5 第 5 7 号）

- 1 この要領は、平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

附 則（要領 2 9 第 5 3 号）

- 1 この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（要領 3 1 第 1 号）

- 1 この要領は、平成 3 1 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則（要領 3 1 第 2 8 号）

- 1 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（要領令 1 第 3 1 号）

- 1 この要領は、令和元年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則（要領令 1 第 5 4 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 1 月 1 7 日から施行する。

附 則（要領令 2 第 2 8 号）

- 1 この要領は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 8 号）の施行の日（令和 2 年 1 0 月 1 日）から施行する。

附 則（要領令 2 第 6 3 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（要領令 3 第 2 0 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（要領令 4 第 5 2 号）

第 1 条 この要領は、令和 5 年 3 月 3 0 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 契約担当役は、令和 6 年 3 月末日までの間、個別の入札において必要があると認めるときは、全省庁統一資格を有しない者（以下「無資格者」という。）について、国の公表する同資格審査基準の定めるところにより、その資格審査を行うことができる。

第 3 条 契約担当役は、前条の審査により無資格者が当該入札に必要な等級を有することを確認したときは、その旨を無資格者に通知するものとし、当該入札に限りその等級を有するものとみなして、この要領の規定を適用する。